

第二十四回 参議院決算委員会會議録第八号

昭和三十一年三月八日(木曜日)午後一時五十分開会

委員の異動

本日委員小幡治和君、古池信三君及び長島銀蔵君辞任につき、その補欠として井上知治君、井村徳二君及び西川甚五郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 田中 一君
理事 青柳 秀夫君
紅露 みつ君
白井 勇君
岸 良一君

委員

井上 知治君
井村 徳二君
小澤久太郎君
西川弥平治君
笹森 順造君
西川甚五郎君
安部キミ子君
近藤 信一君
奥 むめお君
島村 軍次君

國務大臣 法務大臣 牧野 良三君
政府委員 内閣官房長官 根本龍太郎君
法務大臣官 房総理部長 竹内 壽平君
事務局側

常任委員 池田 修蔵君
会専門員 保岡 豊君
説明員 総務局長 保岡 豊君

本日の會議に付した案件

○本委員会の運営に関する件
○會計検査院法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○昭和二十九年年度一般會計歳入歳出決算(内閣提出)
○昭和二十九年年度特別會計歳入歳出決算(内閣提出)

○昭和二十九年年度國稅収納金整理資金受払計算書(内閣提出)
○昭和二十九年年度政府關係機關決算書(内閣提出)

○委員長(田中一君) ただいまから第八回決算委員会を開会いたします。議題に入る前に委員の変更について御報告申し上げます。

本三月八日、委員小幡治和君、古池信三君、長島銀蔵君が辞任せられ、井上知治君、井村徳二君、西川甚五郎君が補欠として選任せられました。

○委員長(田中一君) 次に本日の理事會において申し合せました事項について御報告申し上げます。

先般決定いたしました決算委員会の日程におきましては、毎週火曜日及び木曜日の二日委員会を開会いたすことになっておりましたが、決算委員が兼務委員でありまして、兼務しておられ

ます各委員会において法案が山積し、これが審査のため連日開会されておりますため、当委員会は定足数を欠き開会できないおそれが多分にあります。

それですら当委員会の開会を毎週一回、木曜日に変更いたすことにはいたしました。従って今回は三月十五日とし、審査日程は以下順次繰り下げて参ります。なお週一回以上開催する必要が生じて参りました場合には、委員長において適当に取り扱いたいと思っております。

次に會計検査院法の一部を改正する法律案が去る六日当委員会に付託されました。本法律案は参議院先議でございます。本件につきましては、本日の委員会において提案理由の説明を聴取いたします。それ以外の質疑の日程は追って御協議いたします。

次に、昭和三十年年度一般會計國庫債務負担行為總調書、昭和三十年年度一般會計予備費使用總調書(その一)、昭和三十年年度特別會計予備費使用總調書(その一)の取り扱ひでございますが、右三件につきましては、去る六日質疑を終りましたので来たる三月十三日に討論採決の予定でありましたが、右三件中、昭和三十年年度一般會計予備費使用總調書(その一)、昭和三十年年度特別會計予備費使用總調書(その一)の二件がまだ予備審査の段階でありまして、十三日までには本審査になるかいな不明瞭でありますので、右三件の討論採決は暫次延期し、衆議院より送付があり次第委員長において日程を決定することに決定いたしました。

しました。

次に昭和二十九年年度國有財産増減及び現在額總計算書、昭和二十九年年度國有財産無償貸付状況總計算書につきましては、去る三月六日提案理由の説明を聴取いたしましたので、来たる三月十五日の委員会において質疑を行います。

次に前回の委員会において大倉委員から御提案のありました會計検査事務執行上の問題に関する件は次回三月十五日の議題に追加いたしました。

以上のように理事會で申し合せました。さよう決定することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(田中一君) 御異議ないと認め、理事會の申し合せ通り決定いたしました。

○委員長(田中一君) では本日の議題に入ることにいたします。

會計検査院法の一部を改正する法律案を議題といたします。根本内閣官房長官に提案理由の説明をお願いいたします。

○政府委員(根本龍太郎君) ただいま議題となりました會計検査院法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明いたします。

今回、物品管理法が制定されるのに伴いまして、會計検査院法の一部を改正する必要があります。

まず、物品管理法で、政府が物品の増減及び現在額總計算書を作成し、会

計検査院がこれを検査することになりましたが、従来、國の所有する物品は、會計検査院の任意検査事項となっておりますので、これを必要検査事項とするため、第二十二條第二号及び第二十三條第一項第一号の規定を改正することになりました。

次に、物品管理法で、従来、物品の出納保管に関する事務をつかさどる職員にだけ課せられておりました弁償責任が、広く物品の管理に関する事務をつかさどる職員、物品の供用に関する事務をつかさどる職員にまで課せられることになりましたことのため、その弁償責任の檢定等につきましても、その改正を加える必要が生じたので、第十一條第六号、第二十九條第六号及び第三十二條の規定を改正することになりました。

以上がこの法律案のおもな改正点であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(田中一君) 本件につきましては、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(田中一君) 次に昭和二十九年年度一般會計歳入歳出決算、昭和二十九年年度特別會計歳入歳出決算、昭和二十九年年度國稅収納金整理資金受払計算書

昭和二十九年年度政府關係機關決算書、國家財政の経理及び國有財産の管理に関する調査を議題といたします。

まず法務省の部を審査いたします。検査報告批難事項は第三十三号、第三十四号、第三十五号であります。本件に關しましては、ただいま竹内経理部長、横井刑事課長、会計検査院から保岡第二局長が出席いたしております。

○説明員(保岡豊君) 第三十三号は京都刑務所で水道切りかえ、かたがた雑用水の浅井戸水量が不足いたしておりましたので、そのために深井戸を掘りましておつたのでありますが、水が悪く飲料水として不適当で工事の目的を達していないという件であります。

この原因は、着工に先立ちまして調査に当りまして、一キロばかり離れた鐘紡の工場の、飲み水には使わない工業用水の井戸を掘つたときの地層図を参考としただけで、その水質を調査しなかつたようなわけで、当初の計画の三百尺を掘さくいたした際に、契約条件となつておりました水量、水質の試験を行わないで追加工事を施行して、結局約百七十万円を投じて目的を達していない工事をやつたというのであります。

三十四号は、職員の不品行であります。二事項ありまして、一つは七十一ページの末に表示してありますものであります。長崎地方検察庁島原支部及び島原区検察庁、これは一緒のところにあります。この出納官吏である職員が罰金などとして納付された現金、押収物、これは船であります。その換領代金と収入印紙、合計九十七万円を領得されたもの。もう一つは、北海道の鶴川法務局出張所でありまして、その職員に、登録税として納付するには収入印紙によるのであ

りませんが、それにかえて現金を受領して、それを領得されたもの二十四万、合計ここに書いてあります百二十二万円であります。

次の三十五号は、警察に留置されている被疑者などに対しまして、勾留状が発せられた日から出所の前日までの分に対しまして一日七十七円、八十円、八十三円、これは地域によって違いますが、これを都道府県に交付する、いわゆる代用監獄に拘禁留置した者の費用償還金におきまして過渡しあるいは支払い不足があつたものであります。会計検査院が実地検査に参りまして調べましたものと、会計検査院のそれによりまして、会計検査院から照会を發しまして、当局が調査された結果発見されたものを分けてここにあげてあります。

そこで当局がこの調査をされた際、官制刑務所におきまして正当支出額に付け掛けた小切手を支出外に振り出させて二百三十七万円を投じた不正行為が偶然にも判明したわけでありまして、以上で説明を終ります。

○委員長(田中一君) ただいま牧野法務大臣が出席されました。

次に法務側省からの説明を願います。○政府委員(竹内壽平君) 会計検査院から批難に立てられました各事項につきまして簡単に所見を申し上げてみたいと思つております。

まず三十三号の京都刑務所におけるさく井工事の批難事項について申し上げます。批難の要点は、京都刑務所が昭和二十九年七月、中島工業所に請負わせましてさく井工事を実施し、同年十一月その工事を完了いたしました。その第一はさく井工事の計画に当りま

して、約一キロ隔てました鐘紡山科工場のさく井工事を参考といたしておりましたけれども、単に地層図を参考としただけで、三百尺掘れば目的水量の六千石が得られるものと判断をいたしましたが、その見通しを誤つておりました。次に三百尺掘さくいたした際、正確な根拠もないのに約六千石の水量が得られないものとして計画を変更して増し掘りの工事を進め、そのために追加工事費に二十八万余円を支払つてしまつたという点。第三としましては、工事完了後水量、水質を検査いたしましたところ、水量は目的量をはるかに上回る九千四百石を得たのであります。水質が悪く、鉄分や雑菌が含まれておりましたために、飲料水としては不適当と判断されて、工事目的を達することができないというような点で、結局不経済な国費支弁になってしまつたという点でございます。

なお、会計検査院は、特に増し掘りの際に水量から水質の試験を行わないで追加工事を施行いたしました点につきまして、結果から見ると全く余分なことをして不経済なことになっておると批難をしておられるのでございます。

この計画を立てるに当りまして大切なことは、三百尺掘れば必要量の六千石が得られるかどうかという点、また水質が飲料水にも適するものであるかどうかという点でございます。六千石の水量につきましては、刑務所から一キロ離れた鐘紡の山科工場に四百五十尺のさく井がございまして、これが参考となるわけでございます。そこで同工場のさく井について地層図を参考とさせてもらいました。それによりまして、地下百尺から三百尺までの二百尺

の区間に百三尺の滞水層があるのであります。そこから一日約四千八百石の水が出るのがわかりました。すなわち、尺当り四十七石の水量となるわけで、刑務所の位置が工場に比べまして低い所になっております関係上、地形のそういう状況を勘案いたしますと、刑務所の場合には二五%の増加水量を見込んで差しつかえないということになりまして、百三尺の滞水層は変化はないものといつたしますれば、その比率を乗じて計算いたしますと、刑務所の場合には六千五百一十石の水が得られるという計算になるのでございます。

次にこの水質の点でございますが、鐘紡では地下百尺までの区間の滞水層の水をとって工業用の水として使つておりましたために、その水質の良否は直接には参考にならないのでございませぬ。刑務所では百尺までの区間の滞水層からは水を取らないこととしておりまして、一般的に申しまして、地下百尺以下に掘り下げますと、地表から水を浸透しない粘土層が必ず百尺までの地層の中にあるのでございまして、それ以下の水は地表水が含んでおります。雑菌などは通さないのでございまして、雑菌のまじらない水が得られるというのが常識になっておるのでございませぬ。そこで刑務所の場合には、工場の前例を調べるまでもなく、飲料水には適する水が得られるというふうに判断をしたわけでございます。この点は今日になって考え直してみますといふさか軽率のきらいがあつたかと思つたのでございませぬ。雑菌の点とはかたくいいたしまして、鉄分その他異味——異なつた味の有無等は、工場の水質検査をす

ることによつてこの計画実行の有力な資料とすべきであつたというふうに考へるのでございます。

次にこの三百尺まで掘り下げましたときに追加工事をした点でございます。三百尺の地点で滞水層を調べてみますと五十五尺でございませぬ。鐘紡の場合には百三尺でありましたので、それに比べると半分にすぎないことがわかつたわけでございます。これは見込み違いでございませぬ。これは五十五尺に対して前に申しました比率で計算をいたしますと、推定水量は三千石になるのでございませぬ。これは工事の所期の目的を果しませんので、さらに百尺掘り増し追加工事をすることにしたわけでございます。で、四百尺の地点まで二十一尺の滞水層がございました。これを合計いたしますと七十六尺になるのであります。前の比率をかけて計算をいたしますと約六千石になる。そこで六千石という目的水量に達するといふことからは、ここで一まず工事を終了いたしましたのでございませぬ。ところが水量をその段階で検査をいたしてみますと、滞水層七十六尺で九千四百石も出ることがわかつたのでございませぬ。鐘紡に比べて水量の多いことに実は驚いたわけでございます。この比率からいいたしますと、あるいは三百尺のところでも目的量の六千石を湧出していたのかもしれないといふことがあつたのでございませぬ。そういう意味で参りますと、会計検査院が特に指摘しておられますように、三百尺のところでも水量とか水質の試験をなせば行なかつたのかという問題が起つて参りま

す。で、まず結論的に申し上げますと、この右の試験を行うということが技術的に見まして、さぶる困難でありますし、また経済的にはほとんど不可能であるということでございます。このさく井工事にはローピング式を採用いたして、さく井の方法によりまして、このさく井の中途において水量や水質を検査することが實際上でできないのでございます。すなわち三百尺の地点で水質、水質の検査をしようとするれば、それ以上の増し掘りを断念するほかないのでございます。前に申しましたように、三百尺の地点までの排水層が合計五十五尺というふうなことから、先ほど申した比率をかけたことと推定水量を算出しますと三千石ということでありましたので、通常の技術から申しますと、さらにここで掘り進んで所要量を得るということに努力するのがこの場合適正な措置であるというふうな考えをしております。この点に關しましては、会計検査院の御批難の点は、多少情状を酌量していただきたいように思っております。

これを要します。本件におきまして結局批難を受けるに至りました重要な点は、増し掘りまでしてさく井工事を完了したのに、結局飲料水にも適しないような水しか得られなかったという点に帰するのでございまして、結果論的にはまさにその通りでございます。すが、この批難すべき結果を招来する過程においてどこが悪いかというふうな申しますと、今まで申し述べて参りましたように、実施計画に当りまして、鑛紡の工業用水の水質試験をしてみるのか、あるいはまた専門学者につきまして地質の検査を受けるのか、い

ろいろなまだ尽すべき手があつたかと思つてございまして、その点につきまして非常に慎重を欠いたということになると思つてございまして。もしもそういう慎重な態度をとって参りますならば、あるいはこのさく井工事は取りやめたというふうな結果になるかもしれないのでございまして、その点に會計検査院の御指摘の通り、私どもとしては申しわけないと、かように考えるのでございまして。

つきましては、この工事でございまして、その後湧水を続けておりまして、その結果によりまして、ただいままでは雑菌は一つも入つておりません。ただ鉄分がございまして、飲料水としては不適の判定を受けたのでございまして、異質と一異なつた質と書きまして、そういう判定を受ける要素がまだ残つております。しかしながら、最近気曝法と申しまして、空気で一たん水をさらして、それを沈澱させるという方法で、小さい規模のもので試験をいたしました結果、気曝法によって濾過いたしますならば完全に飲料水になるという試験の結果を得ております。従いまして私どもといたしましては、本工程について来年度約百二十万円の予算をもちまして、気曝法によってこの井戸水を濾過して、飲料水及び雑用水として使用いたす考えをいたしておるのでございまして。

次に不正行為の關係、第三十四号について申し上げます。その第一は、長崎地検島原支部及び同区検察事務官津留愛生に於ける罰金等の徴収金及び換領代金の横領でございまして。犯罪の期間は二十七年二月から三十年三月に至る約三年間にわたるものでござい

して、横領金額は九十七万九千四百六十六円というところになっております。犯人の津留は島原支部及び同区検におきまして徴収主任、証拠品係、領物取扱員主任、分任収入官吏、歳入歳出外現金出納官吏というふうな五つの役を一人で兼ねていたのでございまして。地方檢察庁、本庁のようには、職員の数が多いところでは、それらの役職は別々の職員が担当して参りますから、お互いに、いわゆる相互牽制の結果、不正も敢行いたしにくいのでございまして、また長期にわたつて発見ができませんというふうな事態も少いかと思つてござい

ます。會計検査院からも毎年このような職務体制が犯罪を誘発するといふことと御注意を受けておるのでございまして、本件はまたその好適例となつてしまつた次第でございまして。御承知のように、會計法上収入官吏、歳入歳出外現金出納官吏といふ職員でありませんと、罰金とか換領代金等の現金を取り扱うことができないのでございまして。通常の罰金の徴収をしたり領物の取り扱いはする職員はさうな會計官吏ではないことになつておりますので、現金の取り扱ひができませんのでございまして、津留は先ほど申しましたように一人で五役を兼ねておりましたために、罰金納入者から現金を受け取りまして処理する権限を持つておつたのでございまして。まあ証拠品の換領しました代金をみずから取り扱うことができたわけで、この職務上の権限を乱用いたしまして、納入さ

れた現金の罰金や手元にある換領代金を横領いたしました。別の帳簿を用意しておつて、正規の帳簿にはそのようなことを記載して参りませんでした。正規の帳簿を幾ら検査をいたしまして、その面からは発見ができませんでした。いうことであつたわけでございます。それからもう一つのは、札幌法務局の鶴川出張所の所長事務取扱、法務事務官川島松松に於ける登録税の横領でございまして。犯罪の期間は二十九年六月から三十年四月に至る約十カ月にわたる横領でございまして、金額は三十四万四千二百八十八円と申しております。この犯人の川島は出張所長事務取扱という地位でございまして、これは鶴川出張所におきま

す。本人の心がけ次第でまあ自由自在というふうなことになるわけでございます。御承知の通り、この登録税は登録申請の際に原則として収入印紙をもつて納めていただくことになつておるのでござい

ますが、これは登記官吏は収入官吏、あるいは歳入歳出外現金出納官吏といふような役職を兼ねておりませんので、現金を扱うことが會計法上許されておらないのでございまして。その犯行の動機は、最初の横領になつております一万四千円の収入印紙でございまして、その鶴川の土地の郵便局にその収入印紙がございまして、申請者から何とか便宜現金で受理してほしいというふうな申し出がございまして、これを入れて保管をしております。うちにこれを流用費消してしまつたといふことが発端になりました。ずるずるとあと何回か犯罪を重ねてしまつたのでございまして。

で、この事件はその当時、昭和三十一年の四月でございまして、特に不正防止の意味をもちまして管内の事務監査をいたしましたのでございまして、行なつてみますと、収入印紙の張つてない登記申請書がございまして、これは直ちに発見された次第でございまして。なおこの不正事故に対しましては、防止対策につきましては、特に所管の中の人非違を糾弾いたしますところの檢察庁を含んでおりますし、その檢察庁の職員がさうな犯罪を犯すといふことになりまして、檢察の威信を失墜いたしませんこととこれよりはなほだしいことは何となくございまして、私どもとしては何となくこの不正事故を、檢察庁はもちろんで、法務省所管の各組織から根絶いたしたいという考えをもちまして、いろいろな角度からこの対策を考へて参りましたが、遺憾ながら今もつて減少はしつつありますものので、なお根絶という段階に至らないのでござい

ます。たくさん通知を出したり訓示をしたり、いろいろ手を尽しておりますが、特に申し上げておきたいと思つたことは、私どもは昨年の六月、当委員会並びに衆議院の決算委員会におきまして、特にいろいろの面から御注意をいたしまして、それらの資料をもとにいたしまして、事故防止のために特に会同を開きまして、かなりの長い時間を費してこの対策を協議いたし、お互いに反省を合つたのでございまして。その後檢察庁につきましては、最高檢察庁と法務省経理部における監査の業務とを有機的に結び合せて、両者共同の監査を実施をいたしまして、すでに教カ所試みたのでござい

ますが、かなりいい成績を上げて

が、かなりいい成績を上げて

ております。

それから先ほど御説明申し上げましたように徴収金の、つまり罰金を収める人が現金を持ってきた場合に、まだ受け取っていないかのようにつくるって、その実受け取って、それを横領してしまふという形をとりますので、罰金の未納者について調査をする必要がございますが、この未納者の管理について今日まで少し組織上不備な点がありましたので、今回法務大臣訓令をもちまして徴収金事務規程というものを作りまして、本年四月から実施いたしますことになっております。さらにはまたこの一月から二月にかけては、ことに検察庁におきましては、各全国の地方検察庁で不正事故防止対策協議会というものを開きまして、事故のありましたところにつきましてその原因を究明するとともに、その対策をそれぞれ打ち立てまして、直ちに検事正の命令で実施に移しております。それから前国会の決算委員会でも御指摘のありましたように、会計職員につきましてもつとみちりした研修を施す必要があるのではないかとすることにございまして、大臣、政務次官も同様の意を表明されております。私も全く同感でございます。これが対策の一環として、法務研修所に検察研究という部門がございますが、部内の不正事故防止に関する検察研究を来たる四月に実施いたします予定でより準備を進めております。この検察研究におきましては、不正事故の防止等につきましましては、まず人員の配置の適正化という問題、それから事務機構の合理化という問題、監督の励行という三つの問題をそれぞれの角度から考えたいという

ことで、人員配置の適正化の問題、事務機構の問題と並行いたしました。監査の励行の問題、特に監査の方法、そういう問題について実務的に事故の原因を探究いたしまして、それぞれの事件について系統的に検討をいたしたい、そしてそれをまとめて今後の指針といいたしたいと考えて、ただいまその準備を進めておるような次第でございます。なお最後に、これは本年はまことに異例なことでございますが、留置人費の償還の取扱い処置を得ないという批難がございます。この点につきまして申し上げてみたいと思っておりますが、この批難は二つに分れます。一つは代用監獄に対する留置人費の償還に当りまして、東京拘置所外三十三の一応の処理状況を見ますと、支払不足と私い過ぎ、過払いとがありまして、結局内容算出に対する検討が不十分であるという点でございます。

それから第二は、官廳刑務所におきましては、法務事務官の坂本秀雄が留置人費の償還業務を担当中に、正当の支出額に付け掛をいたしまして、小切手を振り出さして、二十六年三月から二十九年八月までの間に二百三十七万三千二百八円を着服横領したということになっております。

この指摘事実は検査報告の通りでございます。特に弁明を申さなければならぬ事項はないのでございまして、まずこの支払い過不足の点でございますが、代用監獄に対する費用の償還は、拘留状が発せられた日から計算いたしました。出所の前日までの分を償還することになっております。従来刑務所側におきましては、警察側の

請求を一応措置して支払ひしなればならぬような事情になってきたのでございまして。拘留所におきましては、被疑者が拘留所に移管されて参りますと、必ず本人についていつ拘留状が出たかというような点を調べますので、その点は間違ひはないのでございまして、代用監獄の留置人の中に、拘留状が発せられて起訴を受けただけでございまして、必ずしも全部が刑務所あるいは拘留所に移管されてはこないのでございます。中途において、保釈によって拘留所には参らないまま起訴されてしまうものもあるのでございます。それらの者についても留置人費を償還することになるのでございます。特に今申しました移管して参らない留置人費につきましては、支出官である刑務所側において警察からの請求書を信ずる以外にはちよつと手段がないということになっておったのでございまして。今回会計検査院とわれわれ当局において調査いたしました結果によりまして、警察側の請求の中にもかなり誤謬の存することがわかりました。これはまあ警察制度の改革等によりまして、職員の異動がひんぱんに行われられたために、一般的に申しまして、この種の事務に不慣れであつて徹底を欠いておるようになっていますし、たとえて申しますと、留置人名簿に誤記があつて整理されていない個所がたくさんある。あるいは請求の際に起算日や留置期間を誤つて記載した例もたくさんある。月をまたがっているような場合には計算に間違ひがあったり、あるいは自弁の食糧分を誤つて拘留所で計算しておるものも見受けられる。まあ、極端な例を申し上げ

ますと、栃木県の警察で一銭も請求してないというところもあつたのでございまして。刑務所側としましては、この請求を検討する場合に、これまた十分であり、遺憾のない点が見受けられたのでございまして。何はともあれ、警察が請求するんだからといって頭から信用してかかるという風潮も見受けられましたし、また警察署が府県各地に散在しておりますために、実地調査や連絡がすこぶる困難で、手を尽せないという点もうかがわれたのでございまして。

かような事情でございましたので、今後この種の過誤を繰り返さないためには、警察側の注意を喚起して協力を願わなければなりません。それからまた一方刑務所に対しましては、それに注意を促す必要がございますので、それぞれ各関係庁に対しまして即時所要の適達依頼をいたしまして、今日におきましては、現地においても相互に連絡を密にして、打合会を催すとか、着々改善をはかつておるのでございます。

なお、私もから見ましていささか不十分な点と思われまことは、警察の請求に対して刑務所が支払うという関係でございますが、第三者がこれを確認するという方法はとれないものだろうか。その第三者といつたしましては、拘留の事務を扱います役所は裁判所、検察庁でございます。この裁判所、検察庁、いずれかの役所によつて、この確認の方法が得られないものだろうかという点につきまして、先般来ます所管の検察庁に対してお願いはできぬかということで、いろいろ事務折衝をいたしておりますが、検察庁もただいま非常に手不足になっておりま

して、果して責任のある協力ができらうかという点につきまして、まだはつきりとしたところで、そういう方法がとれるのだということを申し上げる段階に至つておりませんが、いずれにいたしましてもそういう点につきまして、今後支払ひ足らず、支払ひ過ぎといつたような過誤を再び繰り返さないように、万全の対策を立てているのでございまして。

次に、官廳の不正行為の点でございますが、犯人坂本は、延岡警察署の留置人費の請求書を偽造いたしました。正規の償還金に付け掛をして、付け掛の分を騙取していたものでございまして。二十六年の三月から二十九年の八月まで、回数にいたしまして二十回でございます。詐欺いたしました小切手は二十通、額面が三百三十五万五千九百四円でございますが、うち正規の分を除きますと差引二百三十七万三千二百八円になるのでございまして。

この犯行はどうして行われておつたかと申しますと、本人の口が非常に巧妙であつたというだけでなく、留置人費の償還に於いての支出の形式が非常におざなりでございまして、内容をほとんど監督者が検討してはなかつたというように思われるのでございまして。監督者側の責任もその意味におきまして決して軽くないと思われのでございまして、特に問題点と思われることは、隔地債権者に対する支払方法が、予決令の規定に定められた原則によらないで、記名式の持参人払いの小切手を振り出しまして、これを手元で現金化して、正当額を書留郵便で小為替で送るというような方法をとつておつたことでございます。かよう

して、果して責任のある協力ができらうかという点につきまして、まだはつきりとしたところで、そういう方法がとれるのだということを申し上げる段階に至つておりませんが、いずれにいたしましてもそういう点につきまして、今後支払ひ足らず、支払ひ過ぎといつたような過誤を再び繰り返さないように、万全の対策を立てているのでございまして。

庁が別々な角度からりっぱなものを進めていくところはいくわけじゃないかと思ひます。ただ現在のところでは進駐軍のやってくるところに非常な欠陥、その弊害が各省庁にありまして、あれを一つ是正していきたく存じます。

○委員長(田中一君) 重ねて伺いますが、さく井工事をするというふうな場合ですね。これはまあ刑務所が相当たくさんありますから、相当万全を期してやっていると想ひけれども、これは簡単なんですよ。建設省の持つてゐる、たとえばその近畿地方建設局に相談すれば簡単でありますね。これはもうあらゆる地層に対する研究はできているのです。従つて優秀かどうか知らぬけれども、指名競争入札した中島工業所はか何軒かの業者を信頼して、あるいは鐘紡一つの事例を信頼してやるといふならば、三十分も行けばすぐ大阪に近畿地方建設局という役所があるのです。それは大体のことは調べがつくのです。これは今法務大臣が言つてゐる専門の場所なんです。今法務大臣が旧憲法が新憲法が知らぬけれども、少くとも今日地層の問題とか水の問題を十分調査してゐるのは、われわれは建設省と考へてゐる。これは専門と思つてゐるのです。従つて百四十名の技術家を、どういふ技術家を持つてゐるか、だぶん牧野さんはおれの方に、おれの部下にはいいやつがいるというのだから、一つ百四十名の技術家のうちの一人々々について出身学校、経歴、採用年限、職歴をお出し願ひたいと思ひます。そうして大体まあ各省各庁が持つてゐるところの管轄関係は、建物の維持、管理の面は当

然これは必要です。こんなことをまた一々やっちゃたららんですよ。しかしながら、こういう新設等の問題につきましては、そのために専門の役所があるのです。今法務関係の管轄に關しては一部は建設省に委託しておる、だいたい大臣も持つてゐるとおしやるけれども、これはそんなことを建設省へ委託するのをやめて、御自分でなさつた方がいと思ひます。その方が牧野法務大臣は御満足らしいから、私はその方がいいと思ひます。しかしながら当決算委員会としてはどうも國費の乱費はこれは警戒しなければならぬと思ひます。従つて今百四十名の技術家のどのような経験とどのような仕事をしているか、それを一つ資料としてお出し願ひたいと思ひます。その上で私が旧憲法的感覚ならば牧野法務大臣と一べん一戦を交える機会もあるかもしれないと思ひますが、それはいつ出したいだけですか。

○國務大臣(牧野良三君) いつでもお出しします。原本だけにしてもらひたい、原本をお目にかけます。

○政府委員(竹内壽平君) 二、三日中に提出いたします。

○青柳秀夫君 大臣がおいでになつてゐるのでお伺ひいたしますが、法務省の指摘になつてゐる事件は、まあ会計検査院から指摘になりましたもので、不正とか不当とか、喜ばしい事項じゃございませぬから、とにかく一番他の方面に向つてもこういうことを御指摘になる法務省としては、極力まずみずからを正しくするといふ精神を徹底さしていただきたいのであります。これに關連して大臣にお伺ひしたいのは、國費がまあ一兆円以上の多額な

のいろいろな形で出ておりました、その中でいつも決算委員会の問題になりますのは補助金などでございませぬ。補助金につきましては、先に補助金の執行の適正化にかかる法律というのが実施になつておるわけでありませぬ。私もこの法律の運用について非常な期待をいたしますが、効果を望んでおるわけですね。もちろんこういう補助金等の使用が適正であつても何も問題がなければそれにこしたことはございませぬ。しかし各省にわたつておりました、今までも非常にこの補助金のことは残念ながら問題が多いわけなもので、すから、法律が特に実施になつた以上はぜひ一つ、ただ有名無実の法律といふんでは何もしないわけでありませぬ。擴充主義といふのは少し言葉が悪うございませぬけど、しかし死文であつてはならない。ぜひ一つこの法律が國家のために有効に運用されるように特別の御配慮を願ひたいのであります。

これはあるいは大蔵省の關係が主でできたように思つておられますけど、法務省とは私は一体のものと思つておりました。この法律に対する大臣の御感想といひませぬ、どんなふうなやつておいでになるかという点について御所見を伺ひたいのであります。それと、これは、これを運用するにつれての費用でございませぬ、それがかなり少い、そのために法務省ではどうもやりにくうといふようなところもある方面から伺ひましたので。

○委員長(長尾、理事岸良一君着席) それであつては何千万といふ多額の補助金が出ておられますとき、わずかな経費がないためにそういう大きな問題が解決できないのでは非常に残念である

と思ひます。その点についても御所見を伺ひたいのでございませぬ。

○國務大臣(牧野良三君) お答えを申し上げます。実はだぶん痛いところをつかれたのでございませぬ。戦後補助金その他の乱費ということが目立ちます。そこで参議院から出ました法律案、法務省でしつかりやれといふことになつておりましたので、前任者が大蔵省へ、その方面の檢察陣に対して必要と認める檢察増員の予算を要求しておつたのであります。ところが青柳さん、非常に私はこの件について困つた。と申しますのは、この際主任官を置いて犯罪検挙をひんぱんにするといふことが果して目的を達するかどうか、あの法律を作つて下つたことによつて、深くすべての役人を反省せしめて、そうして現在の法務省が持つところの檢察行政の程度において効果を上げるといふことが適切じゃないか。なぜかといひますと、あの補助金の使途といふものを調べてみますと、大半は政府が悪いのです。そういうことを私は見たんです。適切なところに適切な時期に金をやつていないので、融通をするといふこと。そこで試みに検挙してみたいんです。そして私が事件をすつとにらんでみますと、無罪でございませぬ。犯罪のな形を持つのです。そこで前の町長、今の町長、町會議長、議員といふようなものがずつとやつていくと、非常に気の毒な事件が出てくるのです。だからこれは政府を反省させなければならぬ。そこで私が、大蔵省は大臣初め關係の人たちの前で、これはいかぬ、あなたのところは犯罪をこしらへている、私はこ

からきつと参議院ではしかられますよ、だからそのときの責任を負ひましょう、お互いに。だから檢察の増員をやつて、この法律のために檢察官を別に作ることはやめましょう。しかしながら私は現在の之しい定員において必ず努力しますから、政府の方の補助金の支出をもつと迅速に適正にしてくれといふことにはやつておりました。従つて青柳さん、ちよつと一年だけ見させてくれませんか、必ず効果を上げたいと思つておりました。

○青柳秀夫君 いま一言お伺ひしたいのであります。それはもう大臣もごらんになつておるかと思ひますが、この會計検査院から出て参ります多数の中には、今おしつたような実情から見ると、かなりむりな点もあつまして、一概には不正とかいつて特に檢察庁がその方に關与されることはあるいは好ましくないところもあるかもしれない。しかし昨年私どもがここに参考人と呼んで何つた事件等は例外かもしれませぬけれども、ほうつておいたらどうも何が犯罪だか、正しいんだかわからない、それが特に公共団体の關係に多いのであります。くだいことは申し上げませぬけれども、たとえれば船が現に沈んでおるのに沈んだといつて申請して、そのまま補助金が出てしまつた。しかもその船は現にある。全くあきれた話なんです。そういうものはある村で村長さんが發議して村会で議決してきめておる。そういう一人、二人のことじゃない。多数の公衆の前ですべて公けに取り扱われておる。その内容がただいま申し上げましたよう

に全然船が沈んでいないのに沈んでい

七

るといふような虚偽の記載でできておりまして、そうしてしかも今の法律ではそういうものは何とも手がつけられないんだというふうな、その当時の政府のお答えがあつたわけでありまして。ですから私どもとしては今、大臣からお述べになりましたような点については、十分これは考慮いたしましたして、無理なことをお願いするわけではございませんが、しかしあまりに度が過ぎて、何でも地方公共団体のためなら、地方の一部が利益を受ければ国費をどんどん取つてもいいのだというふうになつて、これは非常に弊害の方が多いいじゃないかという点もありませんので、繰り返して申し上げましてはなはだ恐縮でございますけれども、そういうところにつきましては一つ寛厳よろしきを得て、悪性なものには一つ強い態度で出ていただくことが、全体を引き締めることになるんじゃないか、かように思いますので、どうか御関係の当局の方でこれをよくお読みになりまして、その中できわめて悪いものは大臣にも直接おっしゃっていただくようにお願いしたいと思つております。

○国務大臣(牧野良三君) 全く青柳委員のおっしゃる通りであります。もうほとんど目にあまるものがあります。これをこのままほうっておいてはいかぬ。ところが昨年こちらで作られた法律は思いのほか威信を發揮しつつありますので、私どもの方で緊張してこのまま續けていけばいい効果を得られると思つております。この上にもさらに努力をいたします。

○安部キミ子君 大臣にお尋ねいたしますが、私は法務省というよりなところからこのよう不正行為が出るとは実は思つておりませんでした。ただいまいろいろ詳しくお話を聞きまして、どういふことであるから、法務省でさういふことをやるのだから、まして各省からこのようにたくさん不正行為が出てくるのは当然だといふような、これは極端な私の感覚かもしれませんが、そういうふうな印象を受けるわけなんです、その点について法務大臣はどう考へておられますか。

○国務大臣(牧野良三君) 全く申しわけございません。法務省自身がこんな明瞭な犯罪人を出して、しかもこれが二年、三年にわたつて知らなかつたといふようなことであつては全国に對して威信が示されません。今後深くこの点は戒めたいと思つております。

○安部キミ子君 このよう不正行為が出た原因について大臣はどうしたらいいというふうな考へを持っておられますか。

○国務大臣(牧野良三君) これは全く定員不足……法務省の行政を今のようなものにしておいてはならない。ところが法務省の予算は定員の増加と管轄費のほかになかつたのです、今まで……ほんとうの行政の機構化というものが明瞭でなかつた。それで大蔵省は定員の増加というものは押えるにきめておる。管轄というものはなるべく押えるにきめておる。そのために法務行政というものが拡大強化されなかつた。もう文明国においては法務行政というものは人を縛るのじゃない、文化行政をやつてどこまでも国民の品位と地位を上げていく、全体的に犯罪並びに犯罪類似の行為がないようにし

ていかなければならぬ。ところがそれが怠つておりました。そこで今度法務省が並びに経理局長非常な努力をいたしまして、大蔵当局に、法務省としてかつてない行政機構化をいたしまして、今後はこの行政をどういふふうにかつたためにはこれだけの人が要する、これだけの仕事をやるにはどういふ事柄が必要だといふことが明確化いたして参りましたから、来年度からは私は定員も相当認めなければならぬなと思つております。はなはだしいのは、もう人権擁護なんといふことは大切で、あなたのところであれぐらい強調されるにかかわりませぬ、もうほとんど顧みられていないのです。人権擁護の事実が出てからそれを論べる費用しか与えていない、その人を与えていない、こんなことではいけないので、大蔵省に、大蔵大臣、政務次官、主計局長に、あなた方こんなことでよろしいのかと私は叱咤したのであります、よくわかつて参りました。この犯罪の二件のごときは、全く定員の不足が犯罪を誘発しておるのです。これはティピカルな例です。こんなふうによくの仕事を一人にやらせたり、ちょっと一年や半年金を融通してもわからないうらうというふうなことを思わせるというところは、人心をしてつこの類例した昨今の国民道徳と生活困窮の場合においては、すぐそこに追い込むのでありますから、その点は十分心いたしまして、今後かようなことのないようにしたいと思つております。

○近藤信一君 たいだいま大臣から、法務省の内務行政機構を改革してがっちりとしてやういふ御答弁でございましたが、私どもがしばしば

これを体験しておる問題でもあるので、それはまあいろいろな事件で検察庁に告訴をする場合がある。ところがその検察庁の検事がそのボスと関係がございまして、告訴した事件も、これは事件にならぬと言つて突つ返す場合がしばしばあるのです。こういうことに對して法務大臣はいかように考へておられますか。

○国務大臣(牧野良三君) もう一時その弊にたえなかつたのであります。だからこれは内部の組織が大へん大切だと同時に、それに今、一人の検事が三千件も事件を持つていちゃこれは弊害がますます出るのであります。だから私はむやみに犯罪検査をしちゃいけない、がっちりしたものを握る。そうして裁判所へもむやみに無罪になるような事件を送つてはならないといふので、根本的な改革をやるという志志しておりますが、そのために都内から反感が起きるかもしれないけれども、私はそれをあえてやるうといはしておりましたから、どうかその方面へ御支援をいただきたい。今後とにかく紛糾するよ

うな事態にならないようにと思つておられますから、御援助をお願いいたします。

○近藤信一君 手続としては、一つの事件が起きた、警察へ告訴状を持っていく、そうすると警察は取り扱わな

うことになる、これはもう持つてい

○安部キミ子君 たいだいま大臣のお話の中で、大蔵省の無理解から定員が増加できなくて、ほんとうの法務行政が

か、かように思つておられます。

とにかく定員が足りなくて目が届かないのだ。結局今大臣が認めておられるように定員が足りないから十分な管理ができないということ、あのような国際的な不祥事が起ったと私は思っています。そういう点から考えまして、日本の国民が人権をじゅうりんされることはもちろんまあることではありませんが、このような国際的な問題ともなれば、十分な責任が日本の法務省にもあるはずなんです。そういう観点からしまして、今度法務大臣がた

くさんの要求額を出されて、ある程度大蔵省が認めた、今度こそ自分たちは万全を期していきたいのだというようなお言葉があったようでございますけれども、実際はなかなか大臣が思っておられるほど法務行政はスムーズにいったいない場面がたくさんあるんじゃないか、こういうふうな考えをいたします。そう言いました、法務省の方で予算を取られまして、今ここに掲げてありますように不当に予算が使われたり、あるいは法務省の部内の人にこのような不正行為がこういうふうな現われてきたということになりますと、せつかくあなたがそういうふうな大きな理想を持っておられまして、これは口で言うだけで、実際行われていないということになると思うのです。でありますから、今後こういうことが起きないように、またこういう不祥事がどういふ原因から起ったかというところも、あなた自身が反省されておられますようにわかっていることとありまして、私は希望条件として、こういうふうな国内的な問題はもちろぬ、国際的なこの大村収容所の問題につきましても十分な責任をとって

もらうように、また責任が果せるように行政を円満にやってもらいたい、これは希望条件であります。きょうはちょうどいい機会でありまして、大臣にお目にかかりましたから、この大村収容所の問題を重ねてここに持ち出しまして、この問題がまだ未解決になっておりますので、何とか円満に国際的な問題として処理してもらいたい、こういうふうにお願ひする次第でございます。

○国務大臣(牧野良三君) ただいま私が申したことは、予算が足りない、定員が不足しているということによつてこの問題を逃れることはできません。それに藉口してはならない。どこも足りないでありますから、この程度で十分やっつけなければなりません。これは何といひましても、戦後に於ける各方面の官紀の弛緩、非常にゆるんでいる——この事件なんかそれでありまして、必ず定員が乏しくともこれはやっつけていかなきゃならぬ。次の大村収容所のことについては、実に困りました。これはもう実に今のやうな状態になせ置かなければならぬかというところは私は非常に憂慮しております。あなたにたくさんあんなことへ入れて、そして日本の政府がある人々を無理に養つていなければならぬというようなことは、こんな不合理なことはございせん。だから一日も早く解決したいと思ひますが、あいに韓国で李承晩大統領の選挙というやつが——この国でも選挙というやつは正しいことをやるのに邪魔でありまして、それで苦しんでおりますけれども何と申して私は突破したい。重光外相とともに苦心いたしました。

どうももう一度や二度はこの間ごらんのようなことは起きるのじゃないかと思つたこと、困つたこと、殺伐です。そして北と南と大へんな対立をやりだしたのです。これは大村の監督している者も気の毒です。それで早く根本的な解決をしたいと思ひますが、また途中にちょっとしたしくじりが起きたとしても、どうもあまりおしかり下さらぬように願つておかなければいかぬ、が同時にこんなことは起らないようにしなければならぬ、えらく注意を払つておるわけでございます。全く困りまわつておるけれども、困りまわつておる責任が果せない。だから根本的な解決に全力をあげております。御了承願ひします。

○安部キミ子君 質問を打ち切らうと思ひましたけれども、ただいまの大臣のお話の中で重大な言葉がありましたので、私は重ねてお尋ねいたしますが、このやうなことが一度や二度も起るのじゃないかと思つたという言葉は大へんな言葉だと思つたのです。これは失言なら失言でも取り消してもらわなければなりません、氣勢の上で大臣は正直におっしゃつたのでありましようけれども、大臣の立場で起るのじゃないかと言われたのは、これは国際的影響というものはちょっと問題になると思つたのです。そこで私はこういうことが今後起らないようにするにはどうしたらいいか、こういうことで大臣がいろいろ御心痛しておられることもうすうす聞いておりますし、また大臣の御配慮には敬意を表するとともに非常に力強く感じているわけですが、と申しますのも、外務省の態度と法務省の態度がちょっと食い違つておるという印象

を、私もは入国管理局へ行きましていろいろ聞きまわつたときに感じたわけなんです、これはやはり法務大臣の英断といひますか、外務省では私は解決できないと思つたのです。一月二十四日の十時現在の法務大臣の人員は千六百六十三名であつたと思つたのです。その中で約百九十八名という小学生が、当然学校へ行かなければいけない児童が、学校へも行かないであつた中、ほりり出されておる。そしてあの中

の空気が非常に陰鬱でありまして、北朝鮮側の人たちは自分たちが朝鮮側の暴力のために殺されるかわからないという空気が中で日々暮らしてきておる。それだけに早く自分たちが志している北朝鮮に帰りたいという熱望は強いわけですが、この問題は日本が早く処理しないといひます。これは重大な問題になる、今、日本としてもこれを責任をもつて解決しなければならぬ義務がある、私はこういうふうな考えをしております。それでいろいろ現在の国際情勢から考えますと、正直に言つて私は外務省の腰が抜けておると思つたのです。外務省は当てにならない、外務省は朝鮮のごきげんばかり何ておる、ほんとうに日本の国のためを思つていないように思つた。そこで法務大臣はまあ公けのところでいろいろお所信といひますか、法務省としての、また大臣としての解決方法を考へておいでになることをおしやることは、あるいは仕事の上で実際の行動の上で支障がある、しかし結果からいひまして、今おっしゃいました通りに、北朝鮮に帰りたいという人は早く帰してやつた方が日本のためにもなるし、また向うの人のためにもなるし、第一、二十億と聞い

ておられますが、朝鮮系の人々の生活保護に出している金は莫大なものです。このやうな金でさえも本人たちが、帰りたいといひます。その意のままにやればそんなむだな金を……、しかも貧乏な日本が朝鮮の人たちのために、それもそうしなくてもいい理由だにわざわざそんなむだな金を使われておるというのが現状だと思つたのです。こういう点では政党的立場がどういふところでも、やはり私は一致して思つたのです。結局日本の国のためになるというところの一点に集中して考えたいときには、やはり北朝鮮に帰りたいといひます。現在六十数万人の人が登録されておられます。けれども実際は百万以上の方がおられる。朝鮮人の日本における居留民の数はそれほど膨大な数に上つておるわけですね。その数の八割近くの方が北朝鮮に帰りたいと言つておるのです。法務大臣のところへも北朝鮮に帰りたいという願書が出ていると思ひます。この間も千人か署名して出たのが出ておりました。こういう実情でありますので、何とか道を開いて、今、日赤の葛西さんが行つておいでになりまして、いろいろお話を進めておられるようですけれども、結局はこの在日朝鮮人の問題には触れないで、問題をあとに残してお帰りにしたやうでありますけれども、これは当然赤十字社の問題として解決されなければならぬ、これはそういう意味で解決されるならば、李承晩に気がねすることでもアメリカに気がねすることもないと思つたのです、人道上的問題として解決する範囲において私はだれにも気がねしなくていいと思つたので

す。それを気がねしているのが私は外務省だと思ふのです。だからそういう点で非公式にでも法務大臣が超党派的にこの問題を研究し、解決しようという御意思があるかどうか、この点をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(牧野良三君) そのなんです。今ひどい險悪な事態だとおっしゃったでしょう、あれなんです。あなたが失言じゃないかとおっしゃったでしょう。あれを知らせたい、アメリカに、世界に、世界は少し眠っています。日本にこんな危険な状態が国際的にあるというところを、一つ失言でなく、あれを新聞を通じて知らせして下さい。すると、はあと感ずる。日本の状態は決して小さな問題じゃない。だから時によると法務大臣が失言と思われるようなことを言ったが、彼は失言だと言わなかった、取り消しもしなかった、あの状態を国際的に何と見るかといつて彼は嘆いていて、それは外務省の弱腰じゃないのでございませぬ。実際国際連合というのは何をやっているのか、人道の点からこんな問題が危険化して大きな問題になろうとするときに、国際連合はあるのですが、日本は加盟していないけれども、その点にもう少し列国が皆注意をしてくれなければならぬ。しかしこれくらいなもの、私があれば帰りたいと申し入れているのに受け入れないのです。もう一人について百円余りの食費も要るでしょう、それを受け入れさせようとする受け入れないのです。だからもう少しあなたの今おっしゃったようなことを声を大にして下さい。そうして非常な危険状態をはらんでいられるよ、そうして法務大臣は責任を持って何とか

したいけれども、何か起るかも知らぬと、実に失言に近いことを言っている、それほど深刻だということを知り国民にもだが、そしてより国外に知らしていただきたいと思ふのでございませぬ。だからそのようなことにはほんとうに入っていないかかげんことをしておつては、これはいいかげんのことをしておつては、○安部キミ子君 朝鮮人を南、北の両国が受け入れないということはないのです。南の方は存じませぬけれども、北朝鮮の方は、昨年私が行きましたときもぜひ帰してもらいたいのだ、これは南日外相の声明にもありましたが、先日日赤の代表が行かれましたときも、この問題を議題として載せようという方向では相当にがんばつたようです。けれども日本の代表が、自分たちにはこうした権限は与えられていないのだと、いうふうな言い逃れをして、とうとうこの問題を抹殺してしまつた。と申しませぬのは、衆議院の外務委員会での御承知のように、外務省が日赤の代表に圧力をかけて北朝鮮との交渉をやっているわけなんです。でありますから、私は今あなたを外務省は弱腰でやっているのじゃないかと、こうおっしゃいましたけれども、あのときの衆議院の外務委員会の実情を考えましても、結局私は外務省は腰がないと思ふ。第一日赤の問題を政治的に扱おうとしていられるところの外務省に私は大きな困難性があると、私もはたしてどういふふうにお考えおぼるわけです。でありますから、その外務省をどういふふうに正しく認識させるかということ、これは法務大臣の力次第だと思ふのです。法務大臣が、これはどこまでも人権の問題だから、当然赤十字社におい

てこれを取り上げなければならぬのだと、そうして出入国の管理については私の方で責任を持つから、北朝鮮へ帰りたいという希望の人はほとんど帰したらいのじゃないか、こういうふうにおっしゃれば私ではできると思ふのです。私は実際にいて日本の外務省は信頼できないと思つておる、あらゆる形で信頼できない。原水爆の禁止の緊急質問の答弁を見ていきましても、ほんとうにこれは日本の外務省であらうかと思ふほど私には信頼できません。そういう点で、今度牧野法務大臣が大臣になられたので、私も私どもは大へん大臣に期待をかけておりました。で、先日政務次官にもお会いしていろいろのお話をしましたけれども、これは結局日赤の代表が帰つてきたからといって話をし出すように話し合ひましようというので、一応今ストップしている形でありませぬけれども、どうしてもこれは法務大臣が本気になつてやつて下さらなければ解決できないと思つておりますので、重ねて法務大臣の奮起をお願いする次第でございますが、大臣の御所見はいかがですか。

○国務大臣(牧野良三君) おそれ入りました。できるだけのことはいたします。

○委員長(田中一君) 一つ聞きたいのですが、今の都留何がと坂本秀雄、この二人は刑罰部はどうなつておりますか。

○政府委員(竹内壽平君) それぞれ処分を受けまして確定いたしておりますが、都留養生の方は昭和三十年五月三十一日付で懲戒免職になりまして、同年六月十四日、懲役一年六カ月の判決を受けて確定しております。他方川島藤松につきましては、三十年五月十三日付で懲戒免職になりまして、同年八月三十一日起訴処分を受け、同年十一月十八日、懲役一年六月、三年間の刑の執行猶予の判決を受けまして、同年十二月三日確定いたしております。

○委員長(田中一君) もう一回伺いますが、この坂本秀雄は執行猶予になつたのですか。

○政府委員(竹内壽平君) 申し落しましたが、坂本秀雄につきましては、ただいま審理中でございます。また判決を受けておられないのでございます。三十年の十二月二十六日に懲戒免職になりまして、それより前の三十年十月二十九日公文書偽造行使詐欺で起訴処分を受け、官崎地方裁判所で目下審理中でございます。

○委員長(田中一君) では、この坂本の処分が確定すると監督者の処分はきまるということですね。

○政府委員(竹内壽平君) これは確定を待たないで行政処分はきめる予定でございます。ただいま関係者について職責を調査中でございます。

○委員長(田中一君) きのう最高裁判所の方の批難事項に対していろいろ質疑をやつたのですが、これは牧野法務大臣に伺うのですが、大体裁判所の方では監督者の行政処分は、事故を起した犯人よりも監督者の側の方が長いものは三年かかつて処分をされる、その間にその監督者の方は榮転するのが大きくなるといふのです。二十七年までの犯罪を犯した者は刑が確定している。しかし、その監督者の側の方は、長いのは三年かかるというのです。現にもう本人も犯罪は確定して、六カ月以上たつて

もまだ何にもきまつていない。長いものは三年かかるというふうな答弁がきくうあつたのですが、法務大臣はどう考えるか、伺いたい。

○国務大臣(牧野良三君) どうもいけません。あんなことをやっちゃ。監督者の方はびしびしやらなければいけません。日本の過去における悪い例でありますので、上の方にも責任が重くなくちゃいけません。

○委員長(田中一君) ではもう一ぺん伺いますが、法務省の所管の監督者に対する懲戒処分というものは一番短いのが何日ぐらいで、一番長いのが何年ぐらいですか、これは経理部長知つていられるでしょう。

○政府委員(竹内壽平君) ただいま御指摘のように、一番近いのは幾らで、長いのは幾らと云うのはちよつとただいまわかりませんが、今回資料として差し上げましたのでおわかり下さいませぬ。さく井開係と宮崎関係だけが未定になつておりますが、その他はそれぞれ事故発覚当時処分を了しておりますので、三年なんというところはとつてい考えられませぬ。発覚後一、二カ月の間に処分を了しておるはずでございます。

○委員長(田中一君) ほかに法務大臣なり法務省に対して御質疑はありませぬか。なければ法務省の部の検査報告の事項につきましては一応質疑を終了したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(田中一君) 御異議なければさよう決定いたします。予定されておりました自治庁並びに国税庁の件は、他の委員会もございませぬので、定足数

もまだ何にもきまつていない。長いものは三年かかるというふうな答弁がきくうあつたのですが、法務大臣はどう考えるか、伺いたい。

○国務大臣(牧野良三君) どうもいけません。あんなことをやっちゃ。監督者の方はびしびしやらなければいけません。日本の過去における悪い例でありますので、上の方にも責任が重くなくちゃいけません。

○委員長(田中一君) 御異議なければさよう決定いたします。予定されておりました自治庁並びに国税庁の件は、他の委員会もございませぬので、定足数

を欠きましたので、これを次回に譲ることになりました。本日はこれをもって散会いたします。

午後三時四十七分散会

三月六日日本委員会に左の案件を付託された。

一、会計検査院法の一部を改正する法律案

会計検査院法の一部を改正する法律案

会計検査院法の一部を改正する法律

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十一條第六号中「予算執行職員等の責任に関する法律第十條第三項」の下に「及び同法第十一條第二項」を加える。

第二十二條第二号中「現金及び」の下に「物品並びに」を加える。

第二十三條第一項第一号中「物品及び」を削り、「現金」の下に「及び物品」を加える。

第二十九條第六号中「予算執行職員等の責任に関する法律第十條第三項」の下に「及び同法第十一條第二項」を加える。

第三十二條第一項中「又は物品」及び「毀損」を削り、同條第二項中「出納職員」の下に「又は物品管理職員」を加え、「前項」を「前二項」に改め、同條第三項中「第一項の弁償責任は」を「第一項又は第二項の弁償責任は、」に改め、同條第四項中「第一項」の下に「又は第二項」を、「出納職員」の下に「又は物品

管理職員」を加え、同條第一項の次に次の一項を加える。

会計検査院は、物品管理職員が物品管理法（昭和三十一年法律第 号）の規定に違反して物品の管理行為をしたこと又は同法

の規定に従つた物品の管理行為をしなかつたことにより物品を亡失し、又は損傷し、その他同に損害を与えたときは、故意又は重大な過失により同に損害を与えた事実があるかどうかを審理し、その弁償責任の有無を檢定する。

附則

- 1 この法律は、物品管理法の施行の日から施行する。
- 2 この法律の施行前に生じた物品の亡失損による出納職員の出納責任の檢定については、なお従前の例による。

昭和三十一年三月十三日印刷

昭和三十一年三月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局